

II. 自転車等駐車対策条例の制定状況

1. 調査対象等

(1) 調査対象となる条例

平成 25 年 6 月 30 日までに公布されている、全国の市町村及び東京都特別区により制定された条例

(2) 調査方法

平成 23 年 7 月 1 日以降平成 25 年 6 月 30 日までの間に制定又は改正の公布がされた自転車等の駐車対策に関する条例を収集し、過去に調査した条例に追加・修正を加え、集計した。

なお、平成 23 年 6 月 30 日以前に公布され、その後改正のなかった条例については、内閣府「駅周辺における放置自転車の実態調査結果について」（平成 24 年 3 月）の集計による。ただし平成 24 年 3 月の集計において報告等の誤りがあった条例については、これに修正を加えた。

2. 集計結果

(1) 自転車等駐車対策条例の制定状況 (3. (1)参照)

① 条例を制定している市区町村

729 の市区町村において、自転車等の駐車対策に関する条例（以下「自転車等駐車対策条例」という。）が制定されている。

② 条例数

自転車等駐車対策条例の総数は 1,114 となっている。

そのうち、放置自転車の撤去、移動について規定している条例（「以下「放置規定条例」という。」）の数は、598 となっており、平成 23 年 6 月末と比較すると、47 条例の増加となっている。

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（平成 55 年法律 87）第 5 条第 4 項の規定に基づき、百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等、自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設に対して、自転車等駐車場の設置を義務付けている条例（以下「附置義務条例」という。）の数は 154 となっており、平成 23 年 6 月末と比較すると 20 条例の増加となっている。

また、自転車等駐車場の管理に関する条例（以下「駐車管理条例」という。）の数は 623 となっており、平成 23 年 6 月末と比較すると 33 条例の増加となっている。

注) 1 条例で複数の性格を有するものがあるため、上記各種類型の条例数の合計は、自転車等駐車対策条例の総数と一致しない。

(2) 放置規制条例の規定内容

①撤去・移動した自転車等の保管期間

598 条例のうち、撤去・移動した自転車等（以下「撤去自転車等」という。）の保管期間について明記されているものは 635 となっている。

撤去・移動した自転車等の保管期間

(平成25年6月末)

保管期間	30日未満	30～59日	60～89日	90～119日	120～149日	150～179日	180日以上	計	最高(日)	最低(日)	平均(日)
条例数	28	112	161	155	1	0	178	635	365	7	95

②撤去自転車等の返還の際の徴収額

598 条例のうち、自転車等の撤去、移動、保管に要した費用の徴収について明記されているものは 429 となっている。

返還時の徴収額別条例数および徴収額の最高、最低、平均金額

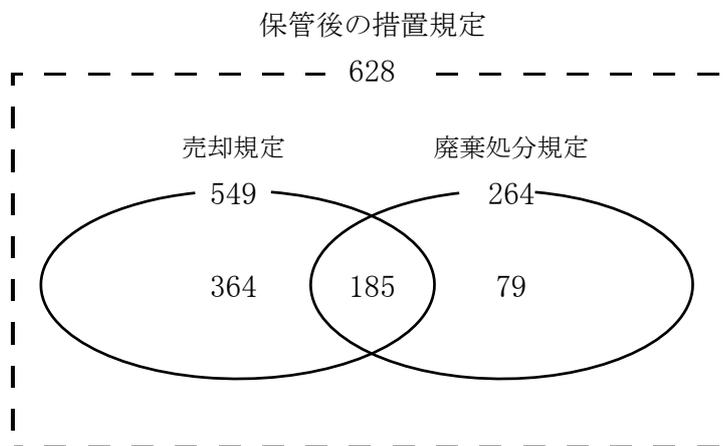
(平成25年6月末)

徴収額	自転車	原動機付自転車
1,000円未満	24	4
1,000～1,499円	177	44
1,500～1,999円	61	35
2,000～2,499円	107	97
2,500～2,999円	25	48
3,000～3,499円	25	81
3,500～3,999円	2	4
4,000～4,499円	4	38
4,500～4,900円	0	4
5,000円以上	4	30
計(条例数)	429	385
最高額	5,000円	8,000円
最低額	100円	300円
平均額	1,577円	2,583円

注) 上記条例数及び金額は、保管期間によって徴収額が変動するものを対象としていない。

③撤去自転車等の売却及び破棄等の処分に関する規定

598 条例のうち、撤去自転車等を保管した後の売却や廃棄等の処分に関する規定を設けている条例数は 628 となっている。



(3) 附置義務条例の規定内容

154 条例の附置義務基準及び違反に対する罰則は次のとおりとなっている。

①附置義務の対象となる店舗面積の下限

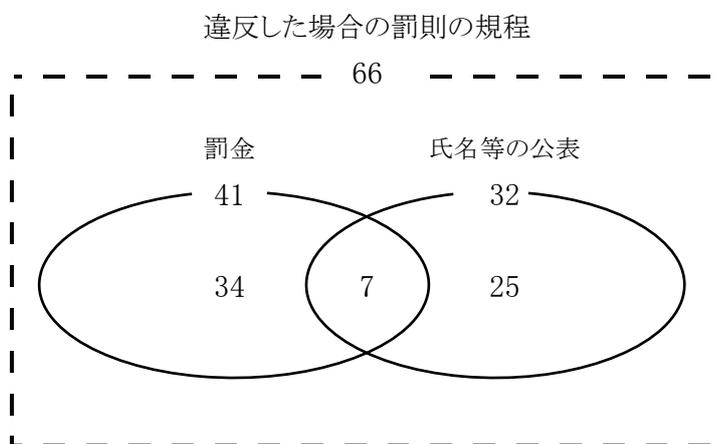
	百貨店等	金融機関	遊技場	観覧場	その他
300㎡未満	11	22	15	70	34
300～399㎡	16	42	44	8	10
400～499㎡	63	3	2	5	4
500～599㎡	16	43	11	4	3
600㎡以上	4	1	5	1	7
計(条例数)	110	111	77	88	58
下限の最大値	1,500㎡	1,400㎡	2,800㎡	1,600㎡	5,000㎡
下限の最小値	20㎡	20㎡	20㎡	15㎡	5㎡
下限の平均値	402.6㎡	360.2㎡	377.8㎡	117.4㎡	315.0㎡

②対象施設の自転車等駐車場の設置基準

	百貨店等	金融機関	遊技場	観覧場	その他	
店舗面積 10㎡未満	ごとに1台	0	0	3	3	0
〃 10～19㎡	〃	5	4	54	59	20
〃 20～29㎡	〃	41	44	50	21	19
〃 30～39㎡	〃	1	1	3	4	4
〃 40～49㎡	〃	2	0	2	0	5
〃 50～59㎡	〃	2	2	1	1	1
〃 60㎡以上	〃	64	34	4	2	6
計(条例数)		115	85	117	90	55
最大値		501㎡	901㎡	400㎡	300㎡	400㎡
最小値		10㎡	10㎡	5㎡	5㎡	10㎡
平均値		257.5㎡	170.8㎡	22.8㎡	20.3㎡	34.0㎡

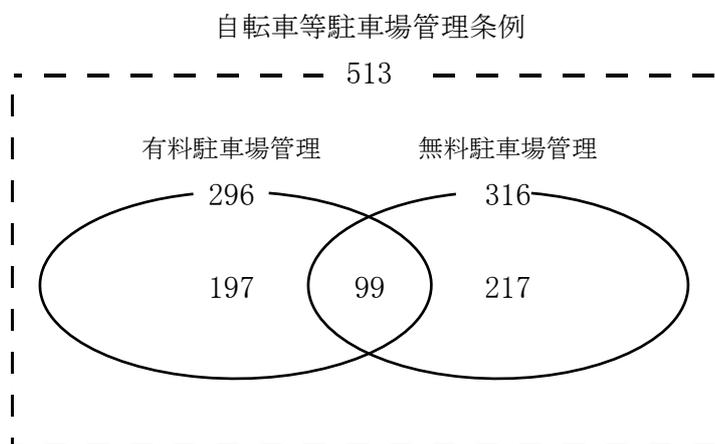
③附置義務に違反した場合の罰則

154 条例のうち、罰金について規定しているものが 41、氏名等の公表について規定しているものが 32 となっている。



(4) 駐車場管理条例の規定内容

623 条例のうち、有料駐車場に関するものは 296、無料駐車場に関するものは 316 となっている。



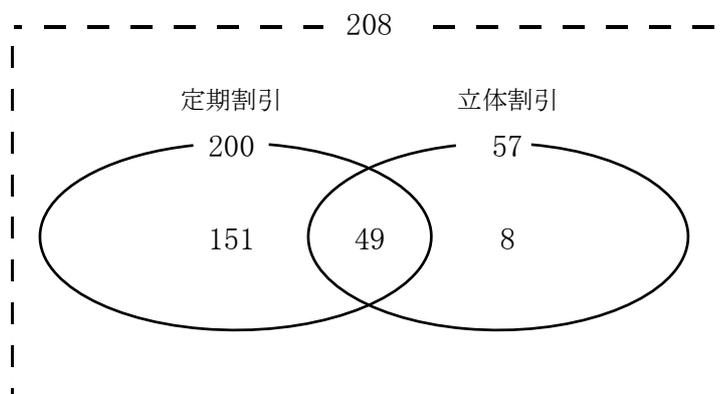
①自転車等駐車場の利用料金

自転車等駐車場の利用料金（月額）は、次のとおりとなっている。

徴収額	自転車	原動機付 自転車	自動 二輪車
1,000円未満	68	53	25
1,000～1,499円	36	12	6
1,500～1,999円	67	20	13
2,000～2,499円	54	32	13
2,500～2,999円	20	33	9
3,000～3,499円	35	47	12
3,500～3,999円	3	23	15
4,000～4,499円	0	6	9
4,500～4,900円	4	12	4
5,000円以上	3	26	19
計(条例数)	290	264	125
最高額	9,720円	37,500円	37,500円
最低額	30円	50円	50円
平均額	1,682円	2,780円	3,336円

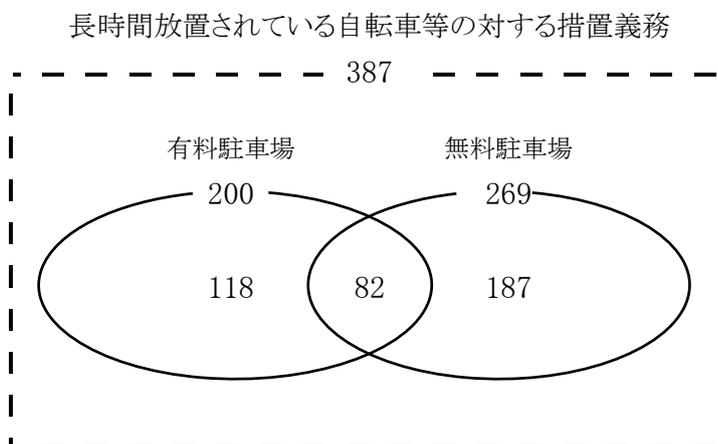
また利用料金の定期割引について規定している条例は 200、立体割引について規定している条例は 57 となっている。

料金の割引に関する規定



②駐車場内に長時間放置されている自転車等に対する措置

駐車場内に自転車等が長時間放置された場合の当該自転車等の撤去、廃棄等の措置について規定している条例は 387 となっている。

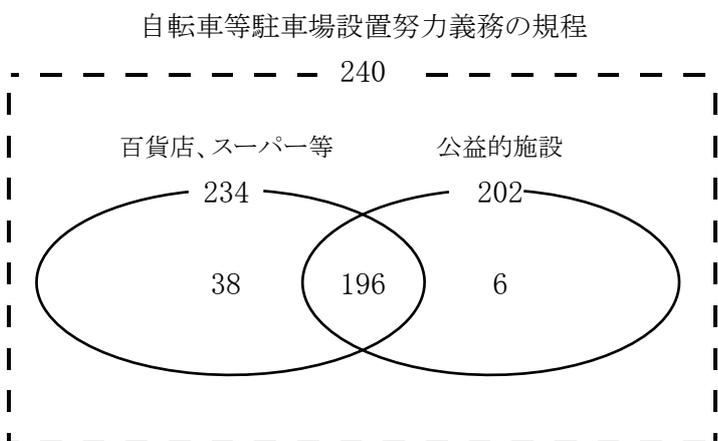


(5) その他の規定内容

1,116 の自転車等駐車対策条例には、上述した放置規定、附置義務、駐車場の管理に関する規定のほか、次のような規定もみられる。

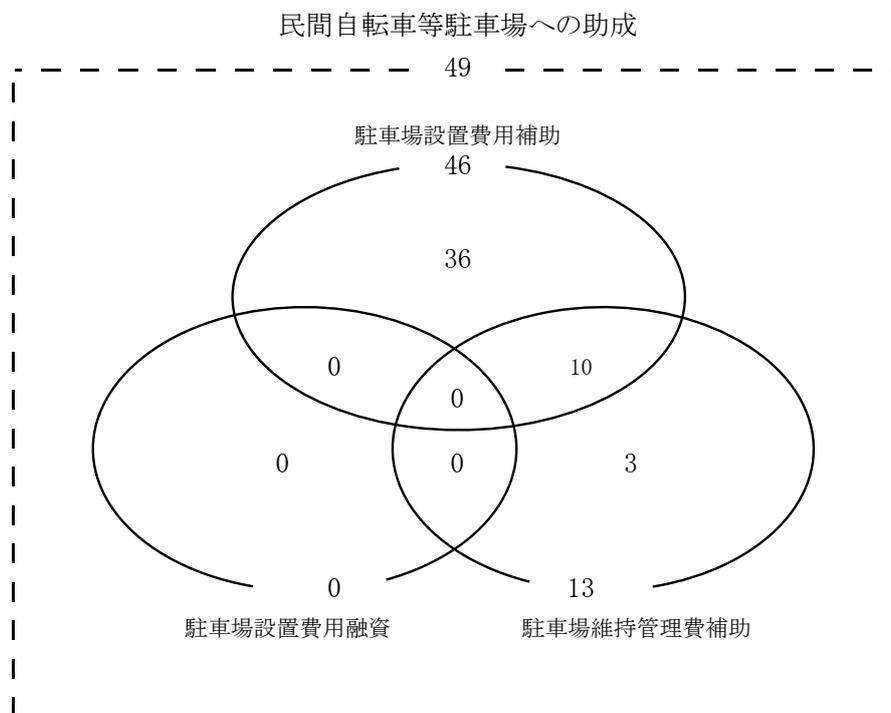
①自転車等駐車場の設置努力義務

240 条例が、官公署、学校、図書館、公会堂等の公益的施設の設置者又は百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等の設置者に対し、自転車等駐車場の設置に努める旨の規定を設けている。



②民間自転車等駐車場に対する助成

市町村が実施している民間自転車等駐車場への助成措置に係る根拠規定を置く条例は 49 となっている。



③その他

上記①、②のほか、次のような規定もみられた。

- ・ 自転車等駐車対策への鉄道事業者の協力義務 276 条例
- ・ 自転車等駐車対策へのバス事業者の協力義務 142 条例
- ・ 防犯登録の奨励（小売店に対するもの） 215 条例
- ・ 自転車等の利用の自粛 55 条例
- ・ 自転車等駐車場対策協議会（注）設置 104 条例

（注）自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和 55 年法律 87 号）第 8 条に規定する自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議する組織をいう。